

大分県報

令和二年
第九七号
四月十四日

（火曜日）

目次

告 示

大分県林業研修所の利用に係る使用料の徴収事務の委託	一
付保義務の発生	一
大分県のくろまぐろの保存及び管理に関する計画の全部変更	一
道路区域の変更	三
道路の供用開始	四
河川法第七十五条の規定による船舶の保管等	四
制限区域の設定	四
大分県大手町駐車場の利用に係る使用料の徴収事務の委託	四
大分県大手町駐車場回数券の販売に係る徴収事務の委託	五
令和二年度大分県調理師試験の実施	五
競争入札参加者の資格に関する公示	六
一般競争入札の実施	七
県営土地改良事業の工事の完了（三件）	九
都市計画事業の事業計画の認可	十

○告 示

大分県告示第二百五十二号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百五十八条第一項の規定により、次のとおり大分県林業研修所の利用に係る使用料の徴収事務を委託した。

令和二年四月十四日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

令和二年四月十四日

一 受託者の住所及び氏名
大分市大字古国府字内山千三百三十七番地の十五
公益財団法人森林ネットおおいた
理事長 重本 悟
二 委託期間
令和二年四月一日から令和三年三月三十一日まで

大分県告示第二百五十三号

中津市加入区について、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百二十二条の二第二項の規定による届出を審査した結果、同法第一百二十二条第一項の規定による同意があったものと認める。

令和二年四月十四日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県告示第二百五十四号

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成八年法律第七十七号）第四条第七項の規定により、大分県のくろまぐろの保存及び管理に関する計画（平成三十年大分県告示第四百七十六号）の全部を令和二年三月二十四日付けで次のとおり変更したので、同条第十項において準用する同条第五項の規定に基づき、公表する。

令和二年四月十四日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県のくろまぐろの保存及び管理に関する計画

- くろまぐろの保存及び管理に関する方針
- 本県において、くろまぐろは、釣り漁業や定置網漁業により漁獲されるが、資源状況がこれまでの最低水準付近になっている。
- このため、くろまぐろの保存及び管理を通じて、安定的で持続的な利用を図るために、国の基本計画により決定された漁獲可能量のうち本県の知事管理量について本県の漁業の実態に応じた適切な管理措置を講じることとする。
- また、本県の知事管理量を適切に管理するためには、くろまぐろの採捕の量を的確に把握する必要があることから、採捕の数量の報告体制を整備し、適切な報告がなされるよう漁業者等の指導・確認を行うものとする。併せて、採捕の数量が積み上がり本県の知事管理量に近づいた場合はこの旨を直ちに公表するとともに、早期是正措置を講じ

大分県報（告示）

るものとする。

4 また、適切な管理を行っていくためには、くろまぐろの分布、回遊状況、当該資源を取り巻く環境等についての、より詳細な科学的データ又は知見が必要であり、当該データの蓄積又は知見の進展を図るため、大分県農林水産研究指導センター水産研究部を中心とし、国又は関係都道府県との連携の下、資源調査体制の充実強化を図ることとする。

5 これらのほか、本県の知事管理量の遵守を図る観点から、漁業者協定の締結等を促進し、本県の管理措置と相まった漁業者による自主的な漁獲管理の取組を行うものとする。

二 くろまぐろの漁獲可能量について本県の知事管理量に関する事項

くろまぐろ三十キログラム未満の小型魚（以下「小型魚」という。）	〇・七トン
くろまぐろ三十キログラム以上の大型魚（以下「大型魚」という。）	六・三トン

1 他の都道府県の採捕の数量により当該都道府県の漁船漁業等の当初割当量が変化した場合、本県の知事管理量も変化するものとする。

2 国全体の小型魚又は大型魚の漁獲可能量を越えるおそれが著しく大きいと認めて、農林水産大臣が当該採捕の数量を公表した場合は、本県の漁船漁業等の知事管理量が消化されていない場合であっても、その時点における本県の採捕の数量をもつて、本県の漁船漁業等の割当量とする。

三 くろまぐろの知事管理量について、採捕の種類別、海域別又は期間別の数量に関する事項

四 本県の知事管理量について、採捕の種類別、海域別又は期間別の数量は定めない。くろまぐろの知事管理量に関し実施すべき施策に関する事項

本県では、二に示した知事管理量を遵守するため、以下の管理措置を講ずるものとする。

1 緊急報告体制について

(一) 大分県漁業協同組合（以下「県漁協」という。）は、急激な採捕の数量の積み上げに備え、次の表の報告基準に該当する場合は速やかに本県に一報の上、採捕の数量報告を行うものとする。

報告主体	漁業種類	報告基準
県漁協	定置漁業	1ヶ統/日当たり一〇〇kgを超える量の採捕

定置漁業以外の漁業	1隻/操業当たり一〇〇kgを超える量の採捕
-----------	-----------------------

(一) 本県への一報は以下の体制により行うものとする。

漁業協同組合	漁業者から所属県漁協支店への連絡	県漁協支店内での連絡	県漁協支店から本県に対する連絡
県漁協	各漁業者は、その所属する県漁協支店担当に電話等で連絡	漁業者から連絡を受けた県漁協支店担当者は、支店長に電話等で連絡	一 県漁協支店長は本県水産振興課にFAX等で連絡 二 FAX等を確認した本県職員は、当該FAX等の送信者に確認した旨を連絡

(注1) 県漁協は、上表の漁業者と県漁協各支店との間の連絡網を整備するものとする。

(注2) 本県は、上表の各県漁協支店と本県間の連絡網（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）、年末年始等の閉庁時の連絡網を含む。）を別に定めるものとする。

(三) (一)の緊急報告がなされる急激な採捕があった場合に直ちに当該漁業者が取り組む緊急の管理措置は次のとおりとする。また、本県は当該採捕の数量報告を受けた際に、次の緊急の管理措置が実施されているか確認し、必要な指導を行うものとする。

漁業種類	緊急の管理措置
定置漁業	一 当該漁協支店は、所属組合員に対し、大量入網があった旨の緊急連絡 二 県の残枠が判明するまでの間は、当面、生存個体の放流
定置漁業以外の漁業	一 当該兼漁協支店は、所属組合員に対し、大量漁獲があった旨の緊急連絡 二 本県の残枠が判明するまでの間は、当面、くろまぐろの目的操業の自粛、混獲時の生存個体の放流

(四) 本県は、一日〇・三トンを超える採捕の数量報告があった場合は、速やかに当該採捕の数量を国に報告する。

2 採捕の数量の公表等について

(一) 本県は、法第八条第二項の規定に基づき、本県の採捕の数量が知事管理量を越えるおそれがあると認める場合として、本県の第二又は第三の数量の七割を超え、又はそ

のおそれがあると認める時点で、当該採捕の数量を公表するものとする。

(二) また、採捕の数量が国全体の小型魚若しくは大型魚別の漁獲可能量の七割を超え、又はそのおそれがあると認める時点で農林水産大臣から当該採捕の数量が公表される。この際、当該公表がされた時点で本県の(一)の公表がされていない場合は、農林水産大臣の当該採捕の数量の公表をもって本県の(一)の公表とする。

3 早期是正措置について

本県は、前述の採捕の数量の公表後、次に掲げる場合に該当すると認めるときは、速やかに法第九条第二項の規定に基づく助言、指導又は勧告を内容とする早期是正措置を本県の管内の漁業者に対し講じるものとする。

(一) 知事管理量の七割を超えるおそれがあると認める場合は、次に掲げる措置の実施を助言し、併せて県漁協に当該措置の履行確認を依頼する。

- (1) くらまぐろを獲ることを目的とした操業は自粛する。
- (2) 生存個体はすべて放流する。

(二) 知事管理量の八割を超えるおそれがあると認める場合は、次に掲げる措置の実施を指導し、併せて県漁協に当該措置の履行確認を依頼する。

- (1) くらまぐろを獲ることを目的とした操業は自粛する。
- (2) 生存個体はすべて放流する。

(三) 知事管理量の九割を超えるおそれがあると認める場合は、次に掲げる措置の実施を勧告し、併せて県漁協に当該措置の履行確認を依頼する。

- (1) くらまぐろを獲ることを目的とした操業は自粛する。
- (2) 生存個体はすべて放流する。

(注) 小型魚、大型魚ともに同じ対応を行う。

4 その他

遊漁者及び遊漁船業者が行う遊漁による採捕数量の管理について

(一) 本県は、県内の漁業者へ管理の取組を指導した場合は、県内の遊漁船業者者に対して同様の指導を行うものとし、併せて国に対し当該指導内容を速やかに報告するものとする。

(二) 特にプレジャーボート等を利用する遊漁者については、採捕の実態が必ずしも明らかでないことから、本県は国と協力しつつ、釣り団体の各ホームページやテレビ等の媒体を通じてくらまぐろの管理状況や漁業者の取組への理解と協力の呼びかけを行うものとする。

五 その他くらまぐろの保存及び管理に関する重要事項

くらまぐろの漁獲可能量を遵守するため、以下のとおり採捕の停止命令をする。

1 知事管理量を超えるおそれが著しく大きいと認める場合

本県の採捕の数量が二の知事管理量の九割を超える時点で、法第十条第二項の規定に基づく採捕の停止命令をする。

2 全国数量を超えるおそれが著しく大きい場合

国全体の小型魚若しくは大型魚別の漁獲可能量を超えるおそれが著しく大きいと認め農林水産大臣が当該採捕の数量を公表した場合は、その時点における本県の採捕の数量をもって知事管理量となることから、当該公表の時点で、法第十条第二項の規定に基づく採捕の停止命令をする。

3 その他

遊漁者による採捕の数量は知事管理量に含まれるため、本県知事の採捕の停止命令(法第十条関係)が出された際は、本県の水面での遊漁者も命令対象となることから、管内の漁業者に対し管理の取組を指導した際は、本県の水面での遊漁者に対し、同様の指導を行う。

大分県告示第二百五十五号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和二年四月十四日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

令和二年四月十四日

大分県知事 広瀬 貞

道路の種類及び路線名		区間		区域変更前後別		敷地の幅員		延長		備考	
県道佐賀関循環線	大分市大字白木字秋ノ江五八八番地内	前	A	一六・三	メートル	七六・三	メートル	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。	A	B	
		後	A	三三・三	五・一	七六・三	メートル				
大分市大字白木字秋ノ江	五八八番地内		B	五七・〇		八〇・三					

五七四番六地内

一五・三

大分県告示第二百五十六号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和二年四月十四日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

令和二年四月十四日

大分県知事

広

瀬

勝

貞

道路の種類及び路線名

供用開始区間

供用開始年月日

県道佐賀関循環線

大分市大字白木字秋ノ江五七四番六地内

令二・四・一四

大分県告示二百五十七号

河川法(昭和三十九年法律第六十七号)第七十五条第三項の規定により除却した船舶を同条第四項の規定により保管したので、次のとおり公示する。

令和二年四月十四日

大分県知事

広

瀬

勝

貞

一 船舶の名称又は種類、形状及び数量等

名称又は種類、形状及び数量

放置されていた場所

除却した日時

船舶 一隻

宇佐市大字乙女新田の二級河川山城川河口(右岸)の河川区域内

令和二年三月十六日午後一時四十分

二 船舶の保管を始めた日時

令和二年三月十六日午後二時十五分

三 船舶の保管場所

宇佐市大字法鏡寺二百三十五番一 大分県宇佐総合庁舎内

四 保管した船舶の返還

1 返還期限

令和二年九月十六日。ただし、同年六月十六日までに返還の申出がない場合には、船舶を売却してその代金を保管し、又は当該船舶を廃棄することがある。

2 返還の申出及び問合せ先

宇佐市大字法鏡寺二百三十五番一 大分県宇佐土木事務所建設・保全課

電話 〇九七八―三三二―一三〇〇

3 費用負担

船舶の除却、保管、売却、公示その他の措置に要した費用は、当該船舶の返還を受けべき所有者、占有者その他当該船舶について権原を有する者又はその他当該措置を命ずべき者の負担とする。

大分県告示第二百五十八号

国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律(平成十六年法律第三十一号)第二十九条の規定に基づき、次のように重要国際埠頭施設の保安の確保のために制限区域を設定する。

なお、制限区域の位置を示した図面は、大分県土木建築部港湾課及び別府土木事務所に備え置いて一般の縦覧に供する。

令和二年四月十四日

大分県知事

広

瀬

勝

貞

一 制限区域を設定する年月日

令和二年四月十四日

二 重要国際埠頭施設の保安の確保のために制限区域を設定する港別府港

大分県告示第二百五十九号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第一百五十八条第一項の規定により、次のとおり大分県大手町駐車場の利用に係る使用料の徴収事務を委託した。

令和二年四月十四日

大分県知事

広

瀬

勝

貞

一 受託者の住所及び名称

大分市大字中尾五百一番地四

大分総合警備管理株式会社

代表取締役社長 賀 未 慎一郎

二 委託期間

令和二年四月一日から同月三十日まで

大分県告示第二百六十号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百五十八条第一項の規定により、次のとおり大分県大手町駐車場回数券の販売に係る徴収事務を委託した。

令和二年四月十四日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 受託者の住所及び名称

大分市大手町三丁目二番九号

大分県職員消費生活協同組合

理事長 那 賀 久 資

二 委託期間

令和二年四月一日から同月三十日まで

○ 公 告

調理師法（昭和三十三年法律第四百七十七号）第三条の二第一項の規定により、次のとおり調理師試験を実施する。

令和二年四月十四日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 試験の期日及び場所

1 期日 令和二年十月十日（土曜日）

午後一時三十分から午後三時三十分まで

2 場所 大分商工会議所

大分市長浜町三丁目十五番十九号

ソレイユ

大分市中央町四丁目二番五号

二 受験資格

次の学歴及び職歴の条件を満たしている者

1 学歴 (一) 中学校卒業以上の者

(二) 旧制国民学校高等科の修了者、旧制中学校二年の課程の修了者又は調理師

法施行規則（昭和三十三年厚生省令第四十六号）附則第三項の規定によりこ

れらの者と同等の学力があると認められる者

2 職歴 調理師法施行規則第四条に定める左記施設で二年以上調理業務に従事した者

(一) 飲食店営業（旅館・簡易宿泊所を含む。）

(二) 魚介類販売業（販売のみは除く。）

(三) そうざい製造業（煮物（つくだ煮を含む。）・焼物（炒め物を含む。）・

揚げ物・蒸し物・酔の物又はあえ物を製造する営業）

(四) 寄宿舎、学校、病院等の給食施設（継続して一回二十食以上又は一日五十

食以上調理している施設）

三 試験科目

公衆衛生学、食品学、栄養学、食品衛生学、調理理論、食文化概論

四 提出書類

1 受験申請書

2 受験票・写真台帳

3 受験手数料の領収証書

4 受験票送付用封筒

5 卒業証明書

6 調理業務従事証明書

7 印鑑登録証明書（該当者のみ）

8 戸籍抄本等（該当者のみ） ※発行後六月以内のもの

9 国籍等表示のある住民票（外国籍の場合のみ）

10 卒業証明書とその日本語訳（外国の学校で九年以上の課程を卒業した場合のみ）

11 学力認定書（日本の外国人学校を卒業した場合及び外国における学校教育が九年未満

の課程を卒業した場合のみ）

五 受験手続

受験に必要な書類を、令和二年五月十一日（月曜日）から同年六月五日（金曜日）まで

の期間に、左記提出先に「簡易書留」で郵送すること。

提出先 公益社団法人調理技術技能センター 調理師試験担当

住所 東京都中央区日本橋堀留町二―八―五 JACCビル五階

電話番号 (〇三) 三六六七―一八一五

六 受験手数料及び納入方法

1 受験手数料 六千二百円

2 納入方法 受験案内に同封されている払込取扱票により、期間内に金融機関で納める

こと。

令和二年四月十四日

大分県報（告示・公告）

五

七 合格者の発表

令和二年十一月三十日（月曜日）午前十時

県庁舎本館一階県政展示ホール及び公益社団法人調理技術センターJACCビル二階掲示板に合格番号を掲示し、合格者には合格証書を郵送する。
また、公益社団法人調理技術センターホームページに合格者の受験番号を掲載する。

なお、電話による合否の確認及び回答は行わない。

八 試験及び試験結果の開示に関する問合せ先

公益社団法人調理技術センター 調理師試験担当

住所 東京都中央区日本橋堀留町二―八―五JACCビル五階

電話番号 (〇三) 三六六七―一八一五（平日九時から十七時まで）

FAX (〇三) 三六六七―一八六八

大分県福祉保健部健康づくり支援課管理・疾病対策班

住所 大分市大手町三丁目一番一号

電話番号 (〇九七) 五〇六一―二六六三

FAX (〇九七) 五〇六一―七三三五

地方公共団体の物品等又は特定職務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三三七二号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので次のとおり公示する。

令和二年四月十四日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 調達をする物品等又は特定職務の種類

大分県情報システム・機器に係る開発及び運用保守支援業務

二 競争入札の参加者資格

1 競争入札に参加することができない場合

(一) 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の四第一項に規定する者に該当する場合

(二) 営業に關し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない場合

(三) 県税を滞納している場合

(四) 営業年数が一年未満の場合

(五) 経営者等（法人にあっては役員、支配人又は営業所の代表者、個人にあってはその者、支配人又は営業所の代表者をいう。）が、暴力団関係者（暴力団員（暴力団員に

よる不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団（同条第二号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員と交わりを持つ者をいう。以下同じ。）である場合
合

(六) 暴力団関係企業等（暴力団若しくは暴力団員が経営を支配し、又は利用していると認められる企業若しくは団体をいう。以下同じ。）である場合

2 競争入札に参加することができる者は、基準日（申請書を提出する月の初日をいう。以下同じ。）及び基準年度（基準日の属する年度の直前の事業年度をいう。以下同じ。）の決算時の実績において、知事が次に掲げる事項について審査し、入札参加資格があると認めたとする。

(一) 経営規模
(1) 自己資本額（基準年度の決算における自己資本金の額をいう。）
(2) 競争入札に係る業務の実施に必要な要員の有無（基準日において有する要員の状況をいう。）

(3) セキュリティ管理体制（基準日における保管データの管理やセキュリティ確保に必要な対策の実施状況をいう。）

(二) 営業年数（基準日の前日までの営業年数をいう。）
(三) 流動比率（基準年度の決算における流動資産の額を流動負債の額で除して得た数値を百分率で表したものをいう。）

三 入札を希望する者の資格審査申請の方法等

1 申請の方法
県の所定の競争入札参加資格審査申請書及び添付書類を知事に提出するものとする。

2 申請書の入手、提出先及び問合せ先
大分県商工観光労働部情報政策課電子自治体推進班
〒八七〇―八五〇―一 大分市大手町三丁目一番一号
電話 〇九七―五〇六一―二〇七一

3 申請の時期
令和二年四月十四日（火）から同年五月八日（金）までとする。

四 入札参加資格の有効期間
入札参加資格の有効期間は、入札参加資格を取得した日から、同日以後における最初の登録基準年（平成十六年及び同年以後の二年ごとの年）の三月三十一日までとする。

五 競争入札参加資格審査申請書の入手方法

<p>1 申請書の交付場所 三の2に同じ</p> <p>2 インターネットによる入手 大分県ホームページ http://www.pref.oita.jp/soshiki/14250/sannkashikaku.html</p> <p>六 入札参加資格の取消し等</p> <p>1 入札参加資格を取得した者が次の(一)から(三)のいずれかに該当する場合その他知事が必要と認める場合は、当該入札参加資格を取り消し、又は三年の範囲内で知事が定める期間、競争入札に参加させないことができる。</p> <p>(一) 令第六十七条の四第二項（令第六十七条の十一第一項において準用する場合を含む。）に規定する者に該当すると判明した場合</p> <p>(二) 一の入札に参加することができない場合の(一)から(六)までの事由のいずれかに該当すると判明した場合</p> <p>(三) 競争入札参加資格申請書及び添付書類に虚偽の記載をし、その事実が競争入札参加資格取得後に判明した場合</p> <p>2 一により入札参加資格を取り消し、又は競争入札に参加させないこととしたときは、その旨を当該入札参加資格を取得した者に通知する。</p> <p>~~~~~</p> <p>次のとおり一般競争入札に付するので公告する。 令和2年4月14日</p> <p>1 競争入札に付する事項</p> <p>(1) 業務名 大分県知事 広 瀬 勝 貞</p> <p>(2) 委託期間 大分県情報システム・機器に係る開発及び運用保守支援業務 令和2年6月1日～令和3年3月31日</p> <p>(3) 業務実施場所 大分市大手町3丁目1番1号 大分県商工観光労働部情報政策課</p> <p>2 競争入札に参加するものに必要な資格に関する事項 この調達については、次に掲げる全ての要件を満たしている者に限り入札参加を認める。</p> <p>(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。</p>	<p>(2) 大分県が発注する情報システム開発業務の請負契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格を取得している者であること。</p> <p>(3) この調達に係る仕様書に基づき、大分県物品等電子入札システムにより事前に入札参加申請を行い、入札参加の承認を受けた者であること。なお、紙により入札参加申請したい場合は、下記5(1)へ問合せをすること。</p> <p>(4) 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。</p> <p>ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）</p> <p>イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）</p> <p>ウ 暴力団員が役員となっている事業者</p> <p>エ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者</p> <p>オ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者</p> <p>カ 暴力団又は暴力団員に経済上の利益又は便宜を供与している者</p> <p>キ 暴力団又は暴力団員と社会連念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非される関係を有している者</p> <p>ク 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用してしている者 なお、資格要件確認のため、大分県警察本部に照会する場合がある。</p> <p>(5) 「大分県情報システム・機器に係る開発及び運用保守支援業務に係る仕様書」に規定する技術員を確保できることを証明するため、技術員経歴書（様式1-1、1-2、1-3、1-4）を提出した者であること。</p> <p>(6) 個人情報安全管理する能力として、プライバシーマークの付与を認定された者であること又はプライバシーマーク相当の個人情報保護のマネジメントシステムを構築・維持している者であることを証明した者であること。</p> <p>(7) 当該調達予定役務又はこれと同等の役務に係る契約履行実績があることを証明した者であること。</p> <p>(8) 上記(5)、(6)及び(7)を証明する書類を令和2年5月7日（木）午後5時までに提出し、同月8日（金）までに(3)の参加承認を受けた者であること。</p> <p>(9) この公告の日から下記11(2)に掲げる日までに、大分県が発注する情報システム開発業務の請負契約に係る競争入札参加資格を有する者に対する指名停止の措置を受けていない者であること。</p>
--	--

<p>3 競争入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査を申請する時期及び場所 上記2の(2)に掲げる入札参加資格のない者で入札を希望する者は、競争入札参加資格審査申請書に必要な書類を添付して、次に掲げる時期及び場所に提出すること。</p> <p>(1) 申請の期限 令和2年4月14日（火）から同年5月8日（金）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時まで</p> <p>(2) 申請書類の入手場所及び提出先 大分県商工観光労働部情報政策課電子自治体推進班 〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号 電話 097-506-2071 大分県ホームページ http://www.pref.oita.jp/soshiki/14250/sannkashikaku.html</p> <p>4 契約に関する事務を担当する部局の名称 大分県商工観光労働部情報政策課システム開発支援班</p> <p>5 契約条項を示す場所及び日時</p> <p>(1) 場所 大分県商工観光労働部情報政策課システム開発支援班 〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号 電話 097-506-2471</p> <p>(2) 日時 令和2年4月14日（火）から同年5月8日（金）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時まで</p> <p>6 入札説明書の交付場所及び日時 上記5に同じ。</p> <p>7 入札書及び契約の手續において使用する言語及び通貨</p> <p>(1) 使用言語 日本語 (2) 通貨 日本国通貨</p> <p>8 入札書の提出場所及び提出期限</p> <p>(1) 提出場所 大分県商工観光労働部情報政策課システム開発支援班 (2) 提出期限 令和2年5月25日（月）午前10時 時間厳守</p> <p>9 物品等電子入札システムによる入札金額の入力期限</p>	<p>物品等電子入札システムにより、下記の期間に入札金額を入力するものとする。ただし、紙による入札を行うものは事前に5(1)の場所に報告すること。報告を行った者は5(1)の場所へ下記期間中に持参又は郵送により提出することを認める。</p> <p>期 間 自 令和2年4月14日（火）午前9時 至 令和2年5月25日（月）午前9時</p> <p>10 物品等電子入札システムによる開札 開札予定日時 令和2年5月25日（月）午前10時</p> <p>11 開札の場所及び日時等</p> <p>(1) 開札場所 大分県庁舎本館7階71会議室 (2) 日 時 令和2年5月25日（月）午前10時 (3) 再度入札 開札した場合において、落札者がいないときは、地方自治法施行令第167条の8第4項の規定により再度の入札を行う。</p> <p>12 入札保証金 大分県契約事務規則（昭和39年大分県規則第22号）第20条第3項第2号の規定により免除する。</p> <p>13 契約保証金 大分県契約事務規則第5条第3項第9号の規定により免除する。</p> <p>14 入札の無効 大分県契約事務規則第27条に規定する事項のほか、次に掲げる事項のいずれかに該当する入札は無効とする。</p> <p>なお、無効入札をした者は、再度入札に参加することができない場合がある。</p> <p>(1) 金額の記載がないもの (2) 入札に関する条件に違反したもの (3) 入札書が所定の場所及び日時に到達しないとき。 (4) 入札書に入札者又はその代理人の記名がなく、入札者が判明できないとき。</p> <p>15 最低制限価格に関する事項 設定しない。</p> <p>16 落札者の決定の方法</p> <p>(1) 有効な入札書で、大分県契約事務規則第23条の規定により作成された予定価格の範囲内の価格で、最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。 (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、くじによる落札者決定を行う。この場合、当該入札者がくじを引かないときは、当該入札事務に関係のない職員</p>
---	---

<p>に代わりにくじを引かせるものとする。</p> <p>17 その他 この調達法、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。</p> <p>18 Summary</p> <p>(1) Business content Software development and operation support, etc. Computer operation</p> <p>(2) Contract period June 1, 2020 to March 31, 2021</p> <p>(3) Work location 3-1-1 Ohte-machi, Oita city, Oita Prefectural Commerce, Industry, Tourism and Labor Department Information Policy Division</p> <p>(4) Bidding date 10:00 am. May 25, 2020</p> <p>(5) Management Bureau Address Oita Prefectural Commerce, Industry, Tourism and Labor Department Information Policy Division 3-1-1 Ohte-machi, Oita city 870-8501 TEL 097-506-2471</p> <p>次のとおり県営土地改良事業の工事を完了した。 令和二年四月十四日</p>		<p>大分県知事 広瀬 勝 貞</p>		<p>(諸田定留地区田畑工区)</p> <p>県営農村活性化住環境整備事業 (ほ場整備) (諸田定留地区向工区)</p> <p>県営農村活性化住環境整備事業 (ほ場整備) (諸田定留地区岡工区)</p> <p>県営経営体育成基盤整備事業 (暗渠排水) (宇佐地区)</p> <p>次のとおり県営土地改良事業の工事を完了した。 令和二年四月十四日</p>		<p>大分県知事 広瀬 勝 貞</p>	
<p>県営農村活性化住環境整備事業 (農道整備) (諸田定留地区)</p>	<p>着手年月日</p> <p>平一一・九・三〇</p>	<p>完了年月日</p> <p>平二九・一二・一四</p>	<p>大分県知事 広瀬 勝 貞</p>	<p>県営ため池等整備事業 (危険ため池緊急整備事業) (焼山溜池地区)</p> <p>県営地域ため池総合整備事業 (東両川地区(中野池))</p> <p>県営農村地域防災減災事業 (ため池整備) (本谷上池地区)</p> <p>次のとおり県営土地改良事業の工事を完了した。 令和二年四月十四日</p>	<p>着手年月日</p> <p>平二五・二・一四</p>	<p>完了年月日</p> <p>平二九・六・一四</p>	<p>大分県知事 広瀬 勝 貞</p>
<p>県営農村活性化住環境整備事業 (ほ場整備) (諸田定留地区諸田工区)</p>	<p>着手年月日</p> <p>平一一・四・二</p>	<p>完了年月日</p> <p>平二七・三・二五</p>	<p>大分県知事 広瀬 勝 貞</p>	<p>県営防災ダム事業 (地震対策ため池) (黒岩溜池地区)</p>	<p>着手年月日</p> <p>平二五・八・三〇</p>	<p>完了年月日</p> <p>平二九・三・二八</p>	<p>大分県知事 広瀬 勝 貞</p>
<p>県営農村活性化住環境整備事業 (ほ場整備)</p>	<p>着手年月日</p> <p>平一〇・九・二九</p>	<p>完了年月日</p> <p>平二七・三・二五</p>	<p>大分県報(公告)</p>	<p>大分県報(公告)</p>	<p>九</p>	<p>九</p>	<p>大分県報(公告)</p>

県営地域ため池総合整備事業
（野田猪尾地区）

平二五・八・三〇

平二九・三・一四

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十二条第一項の規定による竹田都市計画道路
事業の事業計画の認可の告示が令和二年三月三十日付け九州地方整備局告示第三十二号をも
つてなされたので、同法第六十六条の規定に基づき次のとおり公告する。

令和二年四月十四日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 都市計画事業の種類及び名称

令和二年九州地方整備局告示第三十二号竹田都市計画道路事業

三・五・七号玉来吉田線及び三・四・二号竹田玉来線

二 施行者の名称

大分県

三 事務所の所在地

主たる事務所 大分県土木建築部都市・まちづくり推進課 大分市大手町三丁目一番一
号

号

従たる事務所 大分県竹田土木事務所 竹田市大字竹田字山手千五百一番二号

四 事業地

1 収用の部分

大分県竹田市大字玉来字玉来、字火振及び字綿内並びに大字吉田字横枕地内

2 使用の部分

なし。